発刊にあたって

現行成年後見制度は、精神上の障がいにより判断能力が不十分な人たちの判断能力を補い、その身上を保護するとともに、権利や利益を擁護する制度です。現行成年後見制度が施行されてから15年が経過し、この制度のもつ権利擁護の機能が広く認識されるようになりました。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）９条２項が、市町村長は、虐待等の通報があった場合には、高齢者の虐待の防止および高齢者の保護が図られるよう、適切に老人福祉法32条の規定により審判の請求をするものとすると定め（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）９条３項も同旨）、高齢者虐待防止法28条が、国および地方公共団体は成年後見制度の周知のための措置や成年後見制度の利用にかかる経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないと規定しているのも（障害者虐待防止法44条も同旨）、それを示しています。

成年後見制度の利用者数は、2013年12月末の時点で合計17万6564人となっています。市町村長の後見等開始審判の申立件数も年々増加し、2013年には１年間で5046件となりました。

制度運用上の改善も進み、2013年では、後見等開始審判の申立てから２カ月以内の終局が約77.８％、４カ月以内が94.８％と利用開始までの期間の短縮化が進んでいます。また、2013年には親族以外の第三者成年後見人等の選任割合が全選任件数の約57.８％（数字はいずれも最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況――平成25年１月～12月――」によるもの）となりました。これは、制度の信頼性を高めるとともに、成年後見の社会化の表れとも評価されます。

2013年に厚生労働省研究班が発表した調査結果では、認知症高齢者は462万人に達しているそうです。超高齢社会の進展とともに、高齢者の財産被害や虐待被害等の権利侵害は増加することが予測され、また障がい者に対する

虐待も後を絶たず、親なき後の障がい者の生活支援も深刻な課題となっています。成年後見制度がその役割を期待される場面は、今後とも増加していくでしょう。そして、これらの状況を直視するならば、制度の運用基盤を整備することは急務です。市民後見人の育成などはその１つの試みということができます。また、家庭裁判所に制度運用のすべてを委ねるのではなく、判断機能と監督機能の役割分担などの新たなシステムを構築することも必要でしょう。

さらに、日本は2013年１月、障害者の権利に関する条約を批准しましたが、その12条は、締約国に対し、障がい者に他の者と平等の法的能力を保障することとあわせて、法的能力行使にあたって必要な支援を受けられるよう適切な措置をとることを求め、意思決定支援を法的能力行使における支援の基本としています。

これに対し、日本の現行成年後見制度は、本人の意思の尊重と身上配慮の義務を定めるなど、自己決定の尊重、ノーマライゼーションに配慮し、これらの現代的な理念と本人保護の理念との調和を図ることをめざしたものとされていますが（小林昭彦＝原司『平成11年民法一部改正法等の解説』３頁）、しかし、いまだ本人保護重視の基本構造をとっており、本人の自律性は二次的な位置づけとみられるシステムとなっています。それは、①後見類型における成年後見人の包括的な取消権と代理権、②保佐類型における保佐人の包括的な取消権、③後見等開始後は定期的見直しがされることなく継続すること等に表れています。現行法定後見制度は、一元主義や必要性の原則を導入すること等により制度の基本構造を改めることが不可避となるでしょう。

他方、任意後見制度は、自己決定権の尊重に最も適うものと考えられますが、利用件数はいまだに少なく、制度の利点を明確にするとともにより利用しやすくするための改善が求められています。

本書は、成年後見制度の権利擁護機能を重視する観点から、現行制度と最新実務の運用状況、さらに制度の運用に携わる者に不可欠な福祉的知見を解説したものであり、成年後見制度に関する法律と福祉の総合的な実務書と

なっています。しかし、これにとどまらず、本人の自己決定権を可能な限り尊重した運用をめざすことを課題とし、あるべき支援の方法についても解説しています。執筆担当者は、いずれも成年後見制度を活用した権利擁護活動の経験が豊富な実務家です。

本書が、成年後見制度の現代的な役割を多くの市民に知らせ、また判断能力が不十分な人たちのための権利擁護活動に大きな貢献をするであろうことを信ずるものです。

2014年12月

編者を代表して

弁護士　**赤沼　康弘**

7　虐　待

Q233　高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法とはどのような法律なのでしょうか。成年後見人等として特に知っておいたほうがよい規定を教えてください。

解　説

1　高齢者虐待防止法の目的

高齢者虐待防止法は、正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、2006年４月から施行されています。

同法では「高齢者」を65歳以上の者とし（２条１項）、高齢者の尊厳保持にとって高齢者虐待防止が極めて重要であるとして、そのための国・地方公共団体の責務、虐待を受けた高齢者の保護や養護者支援の措置等を定めています（１条）。ここでいう「養護者」とは、高齢者と同居あるいは近居等しながら高齢者に対して何らかの世話をしている「高齢者を現に養護する者」をいいます（２条２項）。同法は、高齢者の権利擁護をめざすうえで、高齢者虐待に至った養護者への支援の実施を定めている点が特徴的です。

2　虐待の定義

高齢者虐待防止法は、高齢者の虐待を、「養護者による虐待」（高齢者を現に養護する者（たとえば同居や近居の親族等）による虐待。同法２条４項）と、「養介護施設従事者等による虐待」（老人福祉法や介護保険法上の施設あるいは事業で業務に従事している者等による虐待。同法２条５項）に大別しています。また、虐待の類型として、「身体的虐待」、「放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の５つが規定されています（同法２条４項・５

項)。

3　成年後見制度とのかかわり

高齢者虐待防止法は、成年後見制度について、高齢者虐待の防止のために、市町村長は適切に申立てを行うこと（９条２項）を規定しているほか、財産上の不当取引の防止についても市町村長申立てを行うこと（27条２項）を規定し、さらに28条では、国や地方公共団体が成年後見制度の利用促進をしていくことを定めています。

成年後見人等は、高齢者本人の権利を擁護する立場にあるのですから、高齢者虐待対応の基本やその流れを知っておく必要がありますし、早期発見・通報を行うことができるよう虐待の発見の目をもつことも大切です。むろん、高齢者虐待を予防するよう、日頃から身上監護をしっかりと行っていくことが求められていることも忘れてはなりません。さらに、虐待防止のために、成年後見制度が適切に利用されるよう、国や地方公共団体へ働きかけていくことが求められる場合もあるでしょう。

4　高齢者虐待の捉え方

厚生労働省は、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（2006年４月）（以下、「厚生労働省高齢者虐待対応マニュアル」といいます）２頁において、以下のように、高齢者虐待の行為を列挙しています（下線は筆者)。この判断にあたっては、被虐待高齢者や養護者の「自覚」を問いません（同14頁)。

ⅰ　身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
ⅱ　介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

iii　心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv　性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
v　経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止法には虐待を理由にした処罰規定はありません。同法は、あくまでも「高齢者の権利擁護」を目的とするものですので、虐待を防止するという観点から、養護者も支援の対象となっているのです。また、前述のとおり、本人や養護者側の認識は問題とせず、「客観的な事実」によって高齢者虐待を判断するということを理解しておくことが、早期発見・早期対応につながります。

虐待の具体的な態様については、厚生労働省高齢者虐待対応マニュアル４頁、日本社会福祉士会編『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』５頁・６頁に記載されている高齢者虐待の具体例が参考になるので、参照してください。

5　高齢者虐待の対応

高齢者虐待への対応については市町村に責務が課せられています。具体的には、通報の受付や事実確認、支援計画の立案等、高齢者対応の中核を担うことが、厚生労働省高齢者虐待対応マニュアルにおいて示されています。また、養介護施設従事者による虐待への対応については、市町村・都道府県に責任があります。

どちらにも共通する虐待対応の流れは、通報の受付後、事実の確認のための調査を行い、組織として虐待の有無や緊急性の判断を行ったうえで、必要な支援や権限行使を実施していくという点です。

そして、高齢者虐待対応は「高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ること」をめざし、「虐待を受けた高齢者

が安定した生活を送れるよう」になったところで終結します（厚生労働省高齢者虐待対応マニュアル13頁）。市町村の虐待対応が終結をめざしたかかわりであることを理解しておくことも大切です。

虐待対応で成年後見制度を活用する場合、必ずしも被虐待高齢者が施設に入所している状態で申立てが行われているとは限りません。虐待対応事案の後見人候補者となった場合は、高齢者に「生命・身体に重大な危険が生じるおそれ」が生じていないか、「高齢者の保護が必要」という状態に陥らないかを確認し、必要に応じて通報するなど、行政に虐待対応を促すことが必要になります。

6　成年後見人等として特に知っておきたい市町村による権限の行使

高齢者虐待対応事案で成年後見制度が活用される場合には、市町村長申立て以外の権限も行使されている場合（もしくはされる必要がある場合）があります。

⑴　やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法では、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」場合に、その高齢者を保護するため、市町村が老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法10条の４第１項・11条１項）を実施することが規定されています（同法９条２項）。この「やむを得ない事由」について、老人福祉法施行令５条１項により、高齢者虐待との関係では次のように示されています。

①　65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合

②　65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援が必要と認められる場合

なお、成年後見人が選任された場合は、成年後見人による契約利用への移行によって、「やむを得ない事由による措置」の解除が行われます。

⑵　面会制限

高齢者虐待防止法では、上記で解説した「やむを得ない事由による措置」を実施している場合に、養護者による高齢者の連れ去りを防止するため、市町村長もしくは施設長が、高齢者と養護者の面会の制限ができることが規定されています（同法13条）。

上記のとおり、成年後見人が選任された後、措置が解除されることに伴って、成年後見人が身上配慮義務の一環として養護者との面会制限を施設に要請し、施設長が施設管理権に基づいて面会制限を実施する必要のある場合があります。あるいは、面会場所や時間を定めた条件付きの面会を少しずつ実施する等、養護者の面会制限を解除していくことが必要な場合もあります。いずれも、高齢者虐待対応の一環であるため、市町村と相談しながら進めていくことになりますし、市町村に関与を求めることができます。成年後見人が選任されたからといって、高齢者虐待対応が終結するわけではないことを確認しておきましょう。

（川端　伸子）

Q234　高齢者虐待が発見された場合の通報

認知症の成年被後見人Ａさんが、同居している息子（50歳代、無職）から虐待を受けていることがヘルパーさんから報告されました。成年後見人としては、どのような対応をとればよいでしょうか。

解　説

1　通　報

高齢者虐待を受けたと思われる事態に遭遇した場合には、高齢者虐待防止法に定められた通報義務（７条１項・２項）に従って、通報を行い、担当所管行政に対して適切な虐待対応を求めることとなります。通報の際には、高齢者虐待を受けたと「思われる」状態で通報ができるようになっています。これは、虐待を受けたという証拠（録音テープや写真、診断書等）がなくとも通報できるということです。特に、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合はより強い通報義務が生じていますので（同法７条１項）、そのような場合には、すぐに行政・担当窓口に通報しなければなりません。

高齢者虐待の通報は、市町村が受け付けます。市町村によっては、通報窓口を地域包括支援センターに委託している場合もありますが、わからない場合には市町村に通報を行うとよいでしょう。

2　通報義務

ご質問の場合、虐待を受けていると思われる高齢者を発見したヘルパーにも、通報することが求められています。成年後見人等としては、ヘルパーへ高齢者虐待の通報をするようお願いするとともに、ヘルパーからの情報に一定の信憑性がある場合には、成年後見人としても、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した」と考えて通報を行うことになります。

《第３巻編著者一覧》

●編集代表●

赤沼　康弘（弁護士）
池田　恵利子（社会福祉士）
松井　秀樹（司法書士）

●編者●（50音順）

井藤　智子（司法書士）
井上　計雄（弁護士）
延命　政之（弁護士）
川口　純一（司法書士）
小嶋　珠実（社会福祉士）
中村　文彦（司法書士）
星野　美子（社会福祉士）
吉野　智（弁護士）

●執筆者一覧（第３巻）●

伊藤　佳江（税理士）
内嶋　順一（弁護士）
延命　政之（弁護士）
乙幡　美佐江（社会福祉士）
春日　みゆき（社会福祉士）
川端　伸子（社会福祉士）
菊地　哲也（弁護士）
小嶋　珠実（社会福祉士）
佐賀　悦子（弁護士）
鈴木　洋平（弁護士）
髙橋　慶（弁護士）
髙橋　智子（社会福祉士）
中古　翠（社会福祉士）
徳田　暁（弁護士）
永田　隆（社会福祉士）
中谷　昭二（社会福祉士）
船井　幸子（社会福祉士）
星野　美子（社会福祉士）
本田　正男（弁護士）
松木　崇（弁護士）
宮下　京介（弁護士）
吉田　栄（社会福祉士）

Q&A　成年後見実務全書　第３巻　**法定後見Ⅲ**

平成28年１月29日　第１刷発行

定価　本体4300円＋税

編集代表　赤沼康弘・池田惠利子・松井秀樹
発　　行　株式会社　民事法研究会
印　　刷　藤原印刷株式会社

発行所　株式会社　**民事法研究会**
〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〔営業〕TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258
〔編集〕TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278
http://www.minjiho.com/　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。　ISBN978-4-86556-064-0　C2332　¥4300E
カバーデザイン　鈴木　弘